(19) **日本国特許庁(JP)**

(51) Int. Cl.

(12) 特 許 公 報(B2)

FL

(11)特許番号

特許第5684543号 (P5684543)

(45) 発行日 平成27年3月11日(2015.3.11)

(24) 登録日 平成27年1月23日(2015.1.23)

F 1 6 H 61/14 (2006.01)

F16H 61/14 601B

請求項の数 6 (全 21 頁)

(21) 出願番号 特願2010-257346 (P2010-257346) (22) 出願日 平成22年11月17日 (2010.11.17) (65) 公開番号 特開2012-107708 (P2012-107708A)

(43) 公開日 審査請求日 平成24年6月7日 (2012.6.7) 平成24年11月28日 (2012.11.28) ||(73)特許権者 000005326

本田技研工業株式会社

東京都港区南青山二丁目1番1号

|(74)代理人 100077539

弁理士 飯塚 義仁

|(74)代理人 100114742

弁理士 林 秀男

(74)代理人 100125265

弁理士 貝塚 亮平

(72)発明者 橘田 祐也

埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会

社本田技術研究所内

|(72)発明者 植木 昭洋

埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会

社本田技術研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ロックアップクラッチの制御装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に搭載されたエンジンの出力軸と変速機の入力軸との間に配置されたトルクコンバータと、

前記トルクコンバータに設けられて前記出力軸と前記入力軸とを機械的に結合可能なロックアップクラッチと、

スロットル開度及び車速に応じて決定される前記ロックアップクラッチの制御領域に基づいて該ロックアップクラッチの締結状態を制御するロックアップクラッチ締結制御手段と、

を備えたロックアップクラッチの制御装置において、

前記ロックアップクラッチ締結制御手段は、前記エンジンから出力されるトルクが所定値以上で、かつ、前記出力軸と前記入力軸との差回転が所定値以上となったとき、発熱に対する前記ロックアップクラッチの保護制御として、該ロックアップクラッチの締結を禁止するか又は完全締結する制御を行い、

前記トルクの所定値及び前記差回転の所定値は、現在の差回転から前記ロックアップクラッチを締結した場合に、目標差回転に達するまでに該ロックアップクラッチの<u>単位時間</u>単位表面積当たりの発熱量が高発熱状態と判断される所定の閾値を超える境界値であり、

前記ロックアップクラッチ締結制御手段は、

前記変速機の入力軸の回転数、車速、変速比の少なくともいずれかに応じて、前記<u>単位</u>時間単位表面積当たりの発熱量の閾値を持ち替えて設定する

ことを特徴とするロックアップクラッチの制御装置。

【請求項2】

車両に搭載されたエンジンの出力軸と変速機の入力軸との間に配置されたトルクコンバータと、

前記トルクコンバータに設けられて前記出力軸と前記入力軸とを機械的に結合可能なロックアップクラッチと、

スロットル開度及び車速に応じて決定される前記ロックアップクラッチの制御領域に基づいて該ロックアップクラッチの締結状態を制御するロックアップクラッチ締結制御手段と、

を備えたロックアップクラッチの制御装置において、

前記ロックアップクラッチ締結制御手段は、前記エンジンから出力されるトルクが所定値以上で、かつ、前記出力軸と前記入力軸との差回転が所定値以上となったとき、発熱に対する前記ロックアップクラッチの保護制御として、該ロックアップクラッチの締結を禁止するか又は完全締結する制御を行い、

前記トルクの所定値及び前記差回転の所定値は、現在の差回転から前記ロックアップクラッチを締結した場合に、目標差回転に達するまでに該ロックアップクラッチの<u>単位時間</u>単位表面積当たりの発熱量が高発熱状態と判断される所定の閾値を超える境界値であり、

前記ロックアップクラッチ締結制御手段は、

前記スロットル開度及び車速に応じて決定される前記ロックアップクラッチの制御領域がスリップ制御による締結を行うスリップ制御領域であるか完全締結を行う完全締結領域であるかに応じて、前記<u>単位時間単位表面積当たりの</u>発熱量の閾値を持ち替えて設定することを特徴とするロックアップクラッチの制御装置。

【請求項3】

前記ロックアップクラッチ締結制御手段は、

前記変速機の変速状態が変速イナーシャ相の間は、前記ロックアップクラッチの保護制御を行うか否かの新たな判断は行わず、前記ロックアップクラッチの保護制御の状態は、 それまでの状態を継続させる

ことを特徴とする請求項1又は2に記載のロックアップクラッチの制御装置。

【請求項4】

車両に搭載されたエンジンの出力軸と変速機の入力軸との間に配置されたトルクコンバータと、

前記トルクコンバータに設けられて前記出力軸と前記入力軸とを機械的に結合可能なロックアップクラッチと、

スロットル開度及び車速に応じて決定される前記ロックアップクラッチの制御領域に基づいて該ロックアップクラッチの締結状態を制御するロックアップクラッチ締結制御手段と、

を備えたロックアップクラッチの制御装置において、

前記ロックアップクラッチ締結制御手段は、前記エンジンから出力されるトルクが所定値以上で、かつ、前記出力軸と前記入力軸との差回転が所定値以上となったとき、発熱に対する前記ロックアップクラッチの保護制御として、該ロックアップクラッチの締結を禁止するか又は完全締結する制御を行い、

前記変速機の変速状態が変速イナーシャ相の間は、前記ロックアップクラッチの保護制御を行うか否かの新たな判断は行わず、前記ロックアップクラッチの保護制御の状態は、 それまでの状態を継続させ、

前記ロックアップクラッチの保護制御を行うための前記トルクの所定値及び前記差回転の所定値は、現在の差回転から前記ロックアップクラッチを締結した場合に、目標差回転に達するまでに該ロックアップクラッチの単位時間単位表面積当たりの発熱量が高発熱状態と判断される所定の閾値を超える境界値である

ことを特徴とするロックアップクラッチの制御装置。

【請求項5】

10

20

30

40

前記ロックアップクラッチ締結制御手段は、

スロットル開度及び車速に応じて決定される前記ロックアップクラッチの制御領域が締結可能領域である場合に、前記ロックアップクラッチの締結を禁止するか又は完全締結する制御を行う

ことを特徴とする請求項1乃至<u>4</u>のいずれか1項に記載のロックアップクラッチの制御装置。

【請求項6】

前記ロックアップクラッチの保護制御を行うための前記トルクの所定値は、保護制御を作動する際の当該所定値<u>を、</u>保護制御を解除する際の当該所定値<u>よりも高く設定する</u>ことを特徴とする請求項1乃至<u>5</u>のいずれか1項に記載のロックアップクラッチの制御装置。

10

20

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[00001]

本発明は、トルクコンバータが備えるロックアップクラッチの締結状態を制御するためのロックアップクラッチの制御装置に関し、特に、ロックアップクラッチの締結に伴う発熱を効果的に抑制するための制御装置に関する。

【背景技術】

[0002]

車両には、エンジンからのトルクを増幅して自動変速機に伝達するためのトルクコンバータが搭載されている。トルクコンバータには、インペラとタービンを機械的に連結(直結)させるロックアップクラッチを設けることが多い。ロックアップクラッチを設けることが多い。ロックアップクラッチを設けることが多い。さらなる燃費の向上には、ロックアップクラッチの締結領域を拡大することが望ましい。その一方で、ロックアップクラッチの締結によってエンジントルクの変動が自動変速機以降の駆動系に直接伝達されるため、騒音や振動が増加する原因となる。そこで、ロックアップクラッチを僅かに滑らせる制御(スリップ制御)により、エンジントルク変動の駆動系への伝達を抑える技術が用いられている。

[0003]

ところで、ロックアップクラッチには、締結する際や締結を解除する際、あるいは締結中の滑りに伴って発熱が生じる。ロックアップクラッチの発熱量が多い場合、摩擦材(フェーシング材)の表面が高温となり、摩擦材の鏡面化、剥離、炭化などが起こり、摩擦力の低下が生じるおそれがある。すると、エンジントルクに対抗しうる十分なロックアップクラッチ容量を得られなくなるおそれがある。また、摩擦材の表面が高温になると、摩擦材の発熱に加えて、トルクコンバータのスリップ量が大きくなることで、ワークロスによる発熱が増大する。そうすると、トルクコンバータ内の作動油が高温になり、樹脂部品やゴム部品の劣化を早めることにもつながる。

[0004]

そこで、ロックアップクラッチの発熱による熱劣化を回避する制御が行われている。このような制御の従来技術として、特許文献1には、流体継ぎ手内の発熱量を演算し、算定された発熱量が所定値を超えたことを検出した場合に、ロックアップクラッチの締結を解除することで、ロックアップクラッチの過度の発熱による劣化を回避する技術が開示されている。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

[0005]

【特許文献1】実開平2-000445号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

しかしながら、特許文献 1 に記載の技術では、ロックアップクラッチが発熱した後でその締結をオフするため、ロックアップクラッチが実際に発熱してしまい、その分、摩擦材の熱劣化が進んでしまうことが第一の課題である。第二の課題は、ロックアップクラッチが締結(作動)している状態からオフするため、ロックアップクラッチをオフする際に伝達トルクが変動し、振動や騒音(ショック)が発生する。またこれを回避するためにゆっくりとロックアップクラッチをオフすると、その間、ロックアップクラッチが発熱して熱劣化が進んでしまうことが問題になる。

[0007]

一般に、ロックアップクラッチの摩擦材には、明確に回避したい発熱量の閾値がある。 これに関して、従来のロックアップクラッチの発熱に対する保護制御として、さらに下記 の2種類の制御が挙げられる。

(1)ロックアップクラッチの締結時に発熱量の計算値を遂次算出し、当該計算値が設定値以上になった場合にロックアップクラッチの締結を禁止することで、ロックアップクラッチの保護動作を行う。その後、一定条件(タイマー、温度等)を満たしたらロックアップクラッチの保護動作を解除する。

(2)ロックアップクラッチの締結時に発熱量の計算値を遂次算出し、当該計算値が設定値以上の状態が設定時間以上経過した場合にロックアップクラッチの締結を禁止することで、ロックアップクラッチの保護動作を行う。その後、一定条件(タイマー、温度等)を満たしたらロックアップクラッチの保護動作を解除する。なおこの場合は、基本的には、保護動作を開始するための設定値は、回避したい発熱量の閾値よりも小さな値に設定する

[0008]

上記(1)の保護制御では、ロックアップクラッチの発熱量の計算値が設定値になるまでは、ロックアップクラッチの発熱を許容してしまう。また、保護動作を開始するための設定値を回避したい発熱量の閾値に設定すると、ロックアップクラッチの締結を禁止した後の応答遅れや制御油圧の減算過程などのために、ロックアップクラッチの発熱が閾値以上の高発熱になるリスクがある。その一方で、保護動作を開始するための設定値を回避したい発熱量の閾値以下に設定すると,本来締結が可能な領域でもロックアップクラッチの締結を禁止するため、ロックアップクラッチを必要以上に保護することになり、燃費の悪化につながってしまう。

[0009]

また、上記(2)の保護制御では、設定値以上の発熱状態が設定時間以内の短時間で終了すれば、ロックアップクラッチの締結を禁止しないので、燃費を悪化させずに済む。しかしながら、設定時間以内であればロックアップクラッチの発熱を許容するため、その間にロックアップクラッチの発熱量が閾値を越えてしまうリスクがある。また、保護動作を開始するための設定値を回避したい発熱量の閾値よりも小さな値に設定するため、この場合も、本来締結が可能な領域でロックアップクラッチの締結を禁止し、ロックアップクラッチを必要以上に保護することになり、燃費の悪化につながってしまう。

[0 0 1 0]

上記のように、発熱に対するロックアップクラッチの保護制御においては、ロックアップクラッチの発熱抑制と燃費を両立させることが難しいのが現状である。

[0011]

本発明は上述の点に鑑みてなされたものであり、その目的は、ロックアップクラッチの発熱を効果的に抑制することで熱劣化を防止することができ、かつ、燃費の向上や、振動・騒音の低減も図ることができるロックアップクラッチの制御装置を提供することにある

【課題を解決するための手段】

[0012]

上記課題を解決するため、本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置は、車両に 搭載されたエンジン(EG)の出力軸(12)と変速機(TM)の入力軸(14)との間 10

20

30

40

に配置されたトルクコンバータ(TC)と、トルクコンバータ(TC)に設けられて出力軸(12)と入力軸(14)とを機械的に結合可能なロックアップクラッチ(40)と、スロットル開度($_{\text{TH}}$)及び車速(V)に応じて決定されるロックアップクラッチ(40)の制御領域に基づいて該ロックアップクラッチ(40)の締結状態を制御するロックアップクラッチ締結制御手段(10)を備えたロックアップクラッチの制御装置において、ロックアップクラッチ締結制御手段(10)は、エンジン(EG)から出力されるトルク(T_E)が所定値(TRQ)以上で、かつ、出力軸(12)と入力軸(14)との差回転(NS)が所定値(NSP)以上となったとき、発熱に対するロックアップクラッチ(40)の保護制御として、該ロックアップクラッチ(40)の締結を禁止するか又は完全締結する制御を行うことを特徴とする。

[0013]

本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチが許容範囲を超える高発熱状態となることを、エンジンから出力されるトルク及び出力軸と入力軸との差回転から判断(予見)して、ロックアップクラッチの発熱を回避するための動作(ロックアップクラッチの締結禁止又は完全締結)を行う。したがって、ロックアップクラッチが実際に高発熱状態となる前にロックアップクラッチの発熱を回避できるので、ロックアップクラッチの熱劣化をより効果的に防止することができる。その一方で、エンジンから出力されるトルク及び出力軸と入力軸との差回転から判断(予見)して、ロックアップクラッチの単位時間単位表面積当たりの発熱量が閾値を超えない場合には、ロックアップクラッチを締結することができる。したがって、本来締結が可能な領域でロックアップクラッチを締結を確実に行うことができるので、ロックアップクラッチを必要以上に保護することを防止できる。したがって、燃費の向上を図ることができる。

[0014]

また、本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置では、エンジンから出力されるトルク及び出力軸と入力軸との差回転からロックアップクラッチが高発熱状態になると判断(予見)する場合は、ロックアップクラッチを締結(作動)させないよう制御する。そのため、ロックアップクラッチが高発熱状態になる場合には、初めからロックアップクラッチを締結させずに済む。したがって、一度、ロックアップクラッチを締結してから発熱量の計算値に応じてロックアップクラッチを解放する従来の制御とは異なり、ロックアップクラッチの解放に伴う振動や騒音(ショック)を発生させずに済む。

[0015]

また、本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ(40)の保護制御を行うためのトルク(T_E)の所定値(TRQ)及び差回転(NS)の所定値(NSP)は、現在の差回転からロックアップクラッチ(40)を締結した場合に、目標差回転に達するまでに該ロックアップクラッチ(40)の単位時間単位表面積当たりの発熱量(Q)が高発熱状態と判断される所定の閾値(Q I i m) を超える境界値であってよい。これによれば、エンジンから出力されるトルクが所定値以上で、かつ、出力軸と入力軸との差回転が所定値以上となったときに発熱に対するロックアップクラッチの保護制御を行えば、ロックアップクラッチの単位時間単位表面積当たりの発熱量が高発熱状態と判断される所定の閾値を超えることを確実に回避できる。したがって、ロックアップクラッチの熱劣化を効果的に防止することができる。

[0016]

また、本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ締結制御手段(10)は、入力軸(14)の回転数(NM)、車速(V)、変速比の少なくともいずれかに応じて、単位時間単位表面積当たりの発熱量(Q)の閾値(Qlim)を持ち替えて設定するとよい。この構成によれば、より使用頻度の高い車両の走行状態で、ロックアップクラッチの許容範囲を超える発熱を未然に防止する制御が行えるので、ロックアップクラッチの熱劣化をさらに効果的に防止できる。

[0017]

また、本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ締

10

20

30

40

結制御手段(10)は、スロットル開度($_{TH}$)及び車速($_{V}$)に応じて決定されるロックアップクラッチ(40)の制御領域がスリップ制御による締結を行うスリップ制御領域($_{A}$ 1)であるか完全締結を行う完全締結領域($_{A}$ 2)であるかに応じて、単位時間単位表面積当たりの発熱量($_{Q}$ 2)の閾値($_{Q}$ 2 1 im)を持ち替えて設定してもよい。この場合、具体的には、完全締結領域の場合は、スリップ制御領域の場合よりも単位時間単位表面積当たりの発熱量の閾値をより大きな値に設定するとよい。この構成によれば、スリップ制御領域に対して、完全締結領域を可能な限り大きな領域として確保することで、ロックアップクラッチをより締結し易くし、燃費の悪化や発熱による効率低下などの消極的要素を最小限に抑えることができる。

[0018]

また、本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ締結制御手段(10)は、変速機(TM)の変速状態が変速イナーシャ相の間は、ロックアップクラッチ(40)の保護制御を行うか否かの新たな判断は行わず、ロックアップクラッチ(40)の保護制御の状態は、それまでの状態を継続させるとよい。

[0019]

変速機の変速状態が変速イナーシャ相の間は、エンジンの出力軸の回転数や変速機の入力軸の回転数が急激に変動するおそれがあるので、エンジンの出力軸と変速機の入力軸との差回転を正確に検出することが難しい。したがって、変速イナーシャ相では、差回転を誤検知してロックアップクラッチの保護制御を誤作動するおそれがある。そのため、ロックアップクラッチの保護制御を行うか否かについての新たな判断は行わず、ロックアップクラッチの保護制御の状態は、それまでの状態を継続させるようにすることが望ましい。

[0020]

また、上記のロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ締結制御手段(10)は、スロットル開度(TH)及び車速(V)に応じて決定されるロックアップクラッチ(40)の制御領域が締結可能領域(A1又はA2)である場合に、上記のロックアップクラッチ(40)の締結を禁止するか又は完全締結する制御を行うようにしてよい。

[0021]

また、上記のロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ(40)の保護制御を行うためのトルク(T_E)の所定値(TRQ)は、保護制御を作動する際の当該所定値(TRQ)を、と、保護制御を解除する際の当該所定値(TRQ)よりも高く設定するとよい。このようにロックアップクラッチの保護制御を行うためのトルクの所定値にヒステリシスを持たせることで、保護制御のハンチングを防止することができる。

なお、上記の括弧内の符号は、後述する実施形態における構成要素の符号を本発明の一例として示したものである。

【発明の効果】

[0022]

本発明にかかるロックアップクラッチの制御装置によれば、ロックアップクラッチの許容範囲を超えた発熱を事前に回避可能であり、ロックアップクラッチの熱劣化を効果的に防止することができる。その一方で、ロックアップクラッチの許容範囲を超えた発熱が生じないと判断する場合にはロックアップクラッチを締結できるので,燃費の向上を図ることができる。これらによって、ロックアップクラッチの保護と燃費の向上との両立を図ることができる。

【図面の簡単な説明】

[0023]

- 【図1】車両に搭載された駆動系の概略構成例を示す図である。
- 【図2】トルクコンバータ及びその制御を行うための油圧回路を示す図である。
- 【図3】車速及びスロットル開度に応じて決定されるロックアップクラッチの制御領域の マップである。

10

20

30

40

20

30

40

50

- 【図4】ロックアップクラッチの関係式を説明するための図である。
- 【図5】ロックアップクラッチの締結制御を行う際のタイムチャートを示すグラフである

【図 6 】エンジン回転数及びLC差回転に対するエンジントルク、ポンプトルク、LCトルクの変化、及びロックアップクラッチの発熱量の変化を示すグラフである。

【図7】エンジン回転数に対するロックアップクラッチの発熱量の推移をエンジントルク ごとに示すグラフである。

【図8】メインシャフト回転数に対するロックアップクラッチの発熱量のピーク値が閾値を超えるエンジントルクの値を示すグラフである。

【図9】エンジン回転数に対するロックアップクラッチの発熱量の推移と閾値との関係を エンジントルクごとに示すグラフである。

【図10】ロックアップクラッチの発熱量のピーク値が閾値になるLC差回転をエンジントルクごとにプロットしたグラフである。

【図11(a)】ロックアップクラッチの保護制御の手順を示すフローチャートである。

【図11(b)】ロックアップクラッチの保護制御の手順を示すフローチャートである。

【図11(c)】ロックアップクラッチの保護制御の手順を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

[0024]

以下、添付図面を参照して本発明の実施形態を詳細に説明する。図1は、車両に搭載された駆動系の概略構成を示す図である。同図に示す駆動系は、エンジンEGと自動変速機(変速機)TMを備えると共に、エンジンEGのクランクシャフト(出力軸)12と自動変速機TMのメインシャフト(入力軸)14とを連結するトルクコンバータTCを備えて構成されている。トルクコンバータTCには、ロックアップクラッチ40が設けられている。また、トルクコンバータTCを含む自動変速機TMの制御を行うための電子制御ユニット(以下「ECU」という。)10、及びECU10による制御に必要なデータを記憶するためのROM(記憶手段)11が設けられている。また、クランクシャフト12の回転数を検出するためのクランクシャフト回転計13、及びメインシャフト14の回転数を検出するためのメインシャフト回転計15が設置されている。

[0025]

ECU10には、クランクシャフト回転計13で検出したクランクシャフト回転数(エ ンジン回転数NE=トルクコンバータ入力回転数)の検出信号、及びメインシャフト回転 計15で検出したメインシャフト回転数NM(トルクコンバータ出力回転数)の検出信号 が入力されるようになっている。ECU10は、これらクランクシャフト回転数及びメイ ンシャフト回転数に加えて、図示しない他の検出計で検出されたアクセル開度信号、エン ジンEGのスロットル開度信号、車速信号などの入力を受けて、自動変速機TMに対する 制御信号の演算を行い、当該演算結果を用いて後述する油圧回路20などの制御を行うよ うになっている。これにより、ECU10は、本発明にかかるロックアップクラッチ締結 制御手段として機能し、後述するように、スロットル開度 TH及び車速Vに応じて決定さ れるロックアップクラッチ40の締結領域がLCオン領域(締結可能領域)にある状態で 、ロックアップクラッチ40を所定の締結力で締結する制御を行うようになっている。ま た、エンジンEGから出力されるトルク(以下、「エンジントルク」という)が所定値以 上で、かつ、クランクシャフト12とメインシャフト14の差回転(ロックアップクラッ チ40の差回転)が所定値以上となったときに、発熱に対するロックアップクラッチ40 の保護制御として、ロックアップクラッチ40の締結を禁止する制御を行うようになって いる。

[0026]

図 2 は、トルクコンバータTC及びその制御を行うための油圧回路 2 0 を示す図である。トルクコンバータTCは、クランクシャフト 1 2 (図 1 参照)に接続されたポンプインペラ 3 1 と、メインシャフト 1 4 (図 1 参照)に接続されたタービンランナ 3 2 と、一方向クラッチ 3 3 を介して固定側に支持されたステータ 3 4 と、ロックアップクラッチ 4 0

20

30

40

50

とを備えている。ロックアップクラッチ40は、摩擦材36aを介してトルクコンバータカバー(以下、「トルコンカバー」と記す。)35の内面に当接可能なクラッチピストン36を備えており、クラッチピストン36の両側にはそれぞれ、トルクコンバータTCの内部に連通する第1油室37と、トルコンカバー35とクラッチピストン36の隙間に画成された第2油室(ピストン室)38とが設けられている。

[0027]

第1油室37に油圧が供給されてクラッチピストン36がトルコンカバー35に当接するとロックアップクラッチ40が係合し、クランクシャフト12からのトルクが直接メインシャフト14に伝達される。一方、第2油室38に油圧が供給されてクラッチピストン36がトルコンカバー35から離間するとロックアップクラッチ40の係合が解除され、クランクシャフト12とメインシャフト14との機械的な連結が遮断される。

[0028]

このようなロックアップクラッチ 4 0 の作動制御を行うための油圧回路 2 0 は、オイルタンク(図示せず)の作動油を供給するオイルポンプ O P、オイルポンプ O P からの供給圧を調圧するメイン調圧バルブ 2 1 及びトルクコンバータ調圧バルブ 2 2 、トルクコンバータ調圧バルブ 2 2 で調圧された作動油の第 1 油室 3 7 及び第 2 油室 3 8 への供給制御を行う L C シフトバルブ 2 3 、第 2 油室 3 8 に供給される作動油の油圧を制御する L C コントロールバルブ 2 4 に信号圧を供給するためのリニアソレノイド 2 5 、などを備えて構成されている。

[0029]

ロックアップクラッチ40では、第1油室37と第2油室38の差圧によってロックアップ容量(ロックアップクラッチ40の締結力)が生じる。すなわち、オイルポンプOPから吐出された作動油の吐出圧(ライン圧)は、トルクコンバータ調圧バルブ22で調圧され、この調圧された作動油が図2の内圧P1で示すように、トルクコンバータTCの内部を経由してロックアップクラッチ40の第1油室37に流れ込む。一方、トルクコンバータ調圧バルブ22で調圧された作動油は、LCコントロールバルブ24で必要圧に調圧され、図2のピストン圧P2に示すように、LCシフトバルブ23を介してロックアップクラッチ40の第2油室38に流れ込む。

[0030]

LCシフトバルブ23は、第2油室38への油圧をオンオフ制御することで、ロックアップクラッチ40の締結/解除(以下、LCオン/LCオフと記す場合がある。)を切り換える。一方、LCコントロールバルブ24には、パイロット圧としてのリニアソレノイド圧P3がかかるようになっている。このリニアソレノイド圧P3でLCコントロールバルブ24の調圧ポイントを変えることで、第2油室38の内圧がコントロールされる。これにより、ロックアップクラッチ40の締結力が調節されてスリップ制御(フィードバック制御)が行われる。このようにしてロックアップクラッチ40の締結/解除の切り換えやスリップ制御を行う際に、クラッチピストン36に取り付けた摩擦材36aとトルコンカバー35の内面との摩擦によって発熱が生じる。

[0031]

図3は、ロックアップクラッチ40の制御領域のマップを示すグラフである。同図のグラフでは、横軸に車速 V をとり、縦軸にスロットル開度 THをとっている。 E C U 1 0 は、車速 V とスロットル開度 THに基づいてロックアップクラッチ40の制御領域を判定する。この制御領域は、低スロットル開度側かつ中車速及び高車速側の領域である L C オン領域 A と、 L C オン領域 A を除く高スロットル開度側かつ低車速側の領域である L C オフ領域 B とに区分されている。このうち、L C オン領域 A は、さらに、比較的低車速側に設定されたスリップ制御(フィードバック制御)領域 A 1 と、比較的高車速側に設定された完全締結(タイト)領域 A 2 とから構成されている。 L C オン領域 A では、ロックアップクラッチ40の締結を行い、L C オフ領域 B では、ロックアップクラッチ40の締結を行い、完全締結領域 A 2 では、ロックアップクラッチ40の完全

締結を行う。

[0032]

次に、数式及びグラフを参照して、本実施形態におけるロックアップクラッチ40の保 護制御の具体的な内容について説明する。図4は、ロックアップクラッチ40の関係式を 説明するための図である。ここで、 I =: エンジン及びトルクコンバータ(ポンプ側)の イナーシャ、 F:エンジン回転角、TF:エンジントルク(補機等補正込)、NE:エン ジン回転数、 T_{LC}: L C トルク(摩擦伝達)、 T_P: ポンプトルク(流体伝達)とすると 、ロックアップクラッチ40に関する運動方程式は、次式となる。

$$I_{E}\ddot{\theta}_{E} = T_{E} - \tau(e) \left\{ NE \right\}_{1000}^{2} - T_{LC}$$

$$\Leftrightarrow T_{LC} = T_{E}' - \tau(e) \left\{ NE \right\}_{1000}^{2} \qquad \text{Total}, \quad T_{E}' = T_{E} - I_{E}\ddot{\theta}_{E} \text{ Lips.}$$

LCトルクTLCは、次式のように簡単になる。

【数2】

$$T_{LC} = T_E^{'} - T_P$$
 (LC \(\text{LC} \) \(\text{LC} \) \(\text{T}_{LC} = \text{T} \sum \text{37} \) \(\text{NDT}_E^{\circ} - \text{\$\psi} \sum \text{7} \) \(\text{NDT}_P^{\circ})

ロックアップクラッチ 40 の発熱量 Q_{LC} (W / c m²) は、

LC差回転NS=(エンジン回転数NE-メインシャフト回転数NM)の絶対値 とする と、次式になる。

【数3】

$$Q_{LC} = T_{LC} \times LC$$
 差回転 $NS \times \frac{1}{LC}$ 而積

したがって、ロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q_{LC} は、 L C トルク T_{LC} と、 L C 差回転 NSとによって決まる。

[0033]

また、本実施形態では、ロックアップクラッチ40の保護制御を行うか否かの判断に用 いるエンジントルク T_E として、上記式中の T_E $^{\prime}$ を用いている。 T_E $^{\prime}$ は、トルクコンバ ータTCを介したエンジントルクの値である。したがって、以下の記述で、エンジントル クTrと記載した値は、上記式中のTr ′に相当するものである。さらに、このTr ′の値 には、アクセルペダル開度またはアクセルペダル開度から演算されるエンジンの目標トル クの値を用いるとよい。この値によれば、エンジンに取り付けた空気流量センサー(図示 せず)の測定値などから演算される現在トルク(エンジントルク)の値と比較して、早期 にトルク上昇を予見できる。そのため、当該値を用いることで、より早期にロックアップ クラッチ40が高発熱状態になることを判断できる。したがって、ロックアップクラッチ 4 0 の保護制御を適切なタイミングで行うことができ、ロックアップクラッチ 4 0 の発熱 を回避し易くなる。

[0034]

なお、エンジントルクTE´は、イナーシャ変化(回転変化)がなくなればエンジント ルクTӻと等しくなるため、エンジントルクTӻは、エンジントルクTӻ´が定常状態とな ったときの予見したエンジントルクと考えることもできる。そのため、ロックアップクラ ッチ40の保護制御を行い易くするためには、エンジントルクとして、イナーシャトルク 分を引かないエンジントルク、すなわちエンジントルクTェを使用することもできる。

[0035]

図 5 は、ロックアップクラッチ 4 0 の締結制御を行う際のタイムチャートを示すグラフ である。同図のグラフには、エンジン回転数NE(rpm)、メインシャフト回転数NM 10

20

30

40

20

30

40

50

(r p m)、エンジントルク T $_{\rm E}$ (N m)、L C トルク T $_{\rm LC}$ (N m)、ポンプトルク T $_{\rm P}$ (N m)、ロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q (W / c m 2)の各値の経過時間に対する変化が示されている。当該変化は、エンジントルク T $_{\rm E}$ = 1 0 0 N m (一定)、かつメインシャフト回転数 N M = 1 0 0 0 r p m (一定)の場合において、L C オフの状態から L C オンして目標差回転に達するまでの変化である。ここでの発熱量 Q は、ロックアップクラッチ 4 0 の摩擦材 3 6 a の単位表面積あたりの発熱量である。発熱量 Q の分布は、同図のグラフに示すように、L C オフの状態から L C オンして目標差回転に達するまでの間にピーク値 S を有する山形の分布になっている。このように、L C オフ状態からロックアップクラッチ 4 0 の締結を行う場合は、目標差回転に達するまでの間に発熱量 Q がピーク値 S を通過する。

[0036]

図 6 は、エンジン回転数 N E (r p m)及び L C 差回転 N S (r p m)に対する、エンジントルク T_E (N m)、ポンプトルク T_P (N m)、L C トルク T_{LC} (N m)の変化、及びロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q (W / c m 2)の変化を示すグラフである。また、このグラフには、ロックアップクラッチ 4 0 の保護制御を行うか否かの判断に用いる発熱量 Q の閾値(以下、単に「閾値」という。)Q L i m と して、高発熱量側の閾値 Q L i m (H)と低発熱量側の閾値 Q L i m (L)の 2 種類を例示的に記載している。閾値 Q L i m (H)と閾値 Q L i m (L)の具体的な値は一例であって、閾値 Q L i m は、他の値に設定することも可能である。

[0037]

発熱量Qの閾値Qlimとして、同図のグラフに示す閾値Qlim(H)を設定している場合は、発熱量Qのピーク値Sが閾値Qlimを下回る条件となる。したがって、この場合は、LCオフ状態など差回転が大きい状態(グラフ上のX点)から目標差回転(グラフ上のZ点)へのロックアップクラッチ40の締結によって、発熱量Qが閾値Qlimを超えることはない。

[0038]

その一方で、発熱量Qの閾値Qlimとして、同図のグラフに示す閾値Qlim(L)を設定している場合は、発熱量Qのピーク値Sが閾値Qlimを上回る条件となる。したがって、この場合は、LCオフ状態など差回転が大きい状態(グラフ上のX点)からロックアップクラッチ40を締結すると、目標差回転(グラフ上のZ点)に達するまでに発熱量Qが閾値Qlimを超えてしまう。

[0039]

ただし、発熱量 Q がピーク値 S を超えた後で閾値 Q Limを下回る差回転領域(例えば、グラフ上の Y 点)からロックアップクラッチ 4 0 を締結しても、発熱量 Q が閾値 Q Limを 超えることはない。このように、発熱量 Q のピーク値 S が閾値 Q Limを上回る条件であっても、閾値 Q Limを超えない差回転領域(グラフ上の「LC締結可」領域)でのロックアップクラッチ 4 0 の締結であれば、発熱量 Q が閾値 Q Limを超えてしまうおそれがない。

以上のことから、発熱量Qのピーク値Sが閾値Qlimを超える条件(ここでは閾値Qlimがグラフ上の閾値Qlim(L)の場合)で、かつ、ロックアップクラッチ40の差回転NSが所定値よりも大きい領域(グラフ上の「LC締結禁止領域」)の場合にロックアップクラッチ40の締結を禁止する制御を行えば、ロックアップクラッチ40の発熱量Qが閾値Qlimを超えることを回避できる。

[0041]

[0040]

図 7 は、エンジン回転数 N E に対するロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q の推移をエンジントルク T_E ごとに示すグラフである。同図のグラフは、横軸にエンジン回転数 N E (r p m) をとり、縦軸にロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q (W / c m²) をとっている。また、このグラフは、メインシャフト回転数 N M = 1 0 0 0 r p m (一定) の場合において、エンジントルク T_E = 1 0 0 N m , 1 1 0 N m , 1 2 0 N m それぞれの場合を示している。同図に示すように、エンジントルク T_E が大きくなるに従って、ロックアッ

プクラッチ40の発熱量Qが多くなり、発熱量Qのピーク値Sが大きな値になる。

[0042]

図 8 は、ロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q のピーク値 S が閾値 Q l imを超える領域を示すマップである。同図のグラフでは、横軸にメインシャフト回転数 N M (r p m) をとり、縦軸にエンジントルク T $_{\rm E}$ (N m) をとっており、斜線を施した部分は、発熱量 Q のピーク値 S が閾値 Q l imを超える領域(ロックアップクラッチ 4 0 の締結を禁止する領域)であり、当該領域の境界である一点鎖線が閾値 Q l im線である。このグラフに示すように、発熱量 Q のピーク値 S が閾値 Q l imを超える条件は、メインシャフト回転数 N M とエンジントルク T $_{\rm E}$ で規定されるものである。したがって、メインシャフト回転数 N M に応じたエンジントルク T $_{\rm E}$ の条件がロックアップクラッチ 4 0 の保護制御を行うための条件の 1 つになる。

[0043]

図9は、エンジン回転数NEに対するロックアップクラッチ40の発熱量Qの推移をエンジントルクT_Eごとに示すグラフである。同図のグラフでは、横軸にエンジン回転数NE(rpm)及びLC差回転NS(rpm)をとり、縦軸にロックアップクラッチ40の発熱量Q(W/cm^2)をとっている。また、同図に示すグラフは、メインシャフト回転数NM=100rpm(一定)の場合において、エンジントルクT_E=100rpm110rpm

[0044]

図10は、ロックアップクラッチ40の保護制御を行うための差回転条件を示すグラフであり、ロックアップクラッチ40の発熱量Qのピーク値Sが閾値QIimになるLC差回転NSをエンジントルク T_E ごとにプロットしたグラフである。同図のグラフでは、横軸にメインシャフト回転数NM(r p m)をとり、縦軸にLC差回転NS(r p m)をとっている。また、このグラフでは、エンジントルク T_E = 110Nm ,120Nm ,130Nm ,140Nm の場合を示している。このグラフでは、LC差回転NSの値がエンジントルク T_E ごとのプロット線を越えた領域(プロット線よりも上側の領域)では、発熱量Qが閾値QIimを超えるため、当該領域がロックアップクラッチ40の締結を禁止する領域である。このグラフからわかるように、ロックアップクラッチ40の保護制御を行うための差回転条件)は、エンジントルク T_E ごとにメインシャフト回転数NMに応じて規定される。

[0045]

上記図 8 及び図 1 0 のグラフから、メインシャフト回転数 N Mの 1 次元データであるエンジントルク T_E が設定トルク以上で、かつ、エンジントルク T_E とメインシャフト回転数 N M の 2 次元データである L C 差回転 N S が設定回転数以上のとき、発熱に対するロックアップクラッチ 4 0 の保護制御として、ロックアップクラッチ 4 0 の締結を禁止する動作を行えば、ロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q が閾値 Q I imを超えることを回避できる。すなわち、エンジントルク T_E 及び L C 差回転 N S があらかじめ設定した所定値を上回ったときにロックアップクラッチ 4 0 の保護制御を行うようにすれば、ロックアップクラッチ 4 0 の発熱量 Q が閾値 Q I imを超えることはない。そして、ここでのエンジントルク T_E 及び L C 差回転 N S の設定値(設定データ)は、既述のように、回避したい発熱量 Q の閾値 Q I imに応じて決まる値である。

[0046]

したがって、本実施形態のロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ40の発熱量Qが閾値Qlimを超えるエンジントルクT_E及びLC差回転NSの領域では、ロックアップクラッチ40の保護制御として、ロックアップクラッチ40の締結を禁止

10

20

30

40

20

30

40

50

する。これにより、ロックアップクラッチ 40 の発熱量 Q が閾値 Q I imを超えることを未然に防止できる。その一方で、ロックアップクラッチ 40 の発熱量 Q が閾値 Q I imを超えないエンジントルク T_E 及び L C 差回転 N S の領域では、ロックアップクラッチ 40 の保護制御を行わず、ロックアップクラッチ 40 をそのまま締結させるようにする。これらによって、発熱に対するロックアップクラッチ 40 の保護と燃費との両立を図ることができる。

[0047]

次に、上記の内容で行われるロックアップクラッチ40の保護制御の手順について説明する。図11(a)乃至(c)は、ロックアップクラッチ40の保護制御の手順を説明するためのフローチャートである。本実施形態のロックアップクラッチ40の保護制御では、まず、LC差回転NSを計算する(ステップST1)。LC差回転NSは、既述のように、エンジン回転数NEとメインシャフト回転数NMとの差で求まる。次に、LC差回転NSのなまし計算を行う(ステップST2)。ここでいうLC差回転NSのなまし計算とは、所定のなまし係数を用いてLC差回転NSの平滑平均値を算出する計算である。

[0048]

[0049]

一方、ステップST3でLCオン領域Aである場合(YES)は、続けて、ロックアップクラッチ40の締結領域が完全締結領域であるか否か、すなわちスリップ制御領域A1と完全締結領域A2のいずれであるかを判断する(ステップST5)。その結果、ロックアップクラッチ40の締結領域が完全締結領域A2であれば(YES)、完全締結領域用の保護トルク条件TRQ2を検索し(ステップST6)、かつ、完全締結領域用の保護を回転条件NSP2を検索する(ステップST7)。一方、ロックアップクラッチ40の保護域がスリップ制御領域A1であれば(NO)、スリップ制御領域用の保護トルク条件TRQ1を検索する(ステップST8)、かつ、スリップ制御領域用の保護を回転条件NSP1を検索する(ステップST8)、ここでいう保護トルク条件TRQ1又はTRQ2とは、図8に示す発熱量Qが閾値QLimとなるエンジントルクTェの値であり、エンジンタ回転数NEに応じて定まる値である。また、保護差回転条件NSP1又はNSP2とは、図10に示す発熱量Qが閾値QLimとなるLC差回転NSの値であり、メインシャフト回転数NM及びエンジントルクTェに応じて定まる値である。そして、これら保護トルク条件TRQ1又はTRQ2及び保護差回転条件NSP1又はNSP2の具体的な値は、発熱量Qの閾値QLimの値によって決まるものである。

[0050]

また、ここでは、ロックアップクラッチ40の締結領域がスリップ制御領域A1と完全締結領域A2のいずれであるかに応じて、保護トルク条件TRQ1と保護トルク条件TRQ2、及び保護差回転条件NSP1と保護差回転条件NSP2を持ち替えるようにしている。すなわち、LC保護制御を行うか否かの判断に用いる発熱量Qの閾値QLimの値を持ち替えるようにしている。具体的には、完全締結領域A2の場合は、スリップ制御領域A1の場合よりも発熱量Qの閾値QLimをより大きな値に設定する。この理由は、スリップ制御領域A1に対して、完全締結領域A2を可能な限り大きな領域として確保することで、ロックアップクラッチ40をより締結し易くし、燃費の悪化や発熱による効率低下などの消極的要素を最小限に抑えるためである。

20

30

40

50

[0051]

次に、トルク保護フラグF $_{-}$ TQの設定(ステップST10~ステップST14)を行う。これにはまず、現在の状態において、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ = 0 であるか否かを判断する(ステップST10)。その結果、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ = 0 (YES)である場合は、エンジントルク $_{-}$ が保護トルク条件TRQ(TRQ1又はTRQ2)以上($_{-}$ TRQ)であるか否かを判断する(ステップST11)。その結果、エンジントルクT $_{-}$ が保護トルク条件TRQ以上($_{-}$ TRQ:高トルク)であれば(YES)、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ 1 とする(ステップST12)。一方、エンジントルクT $_{-}$ が保護トルク条件TRQ未満($_{-}$ <TRQ:低トルク)であれば(NO)、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ = 0 のままとする。一方、先のステップST10で、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ = 1 (NO)である場合は、エンジントルクT $_{-}$ が保護トルク条件TRQ未満($_{-}$ <TRQ:低トルク)であれば(YES)、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ 0 とする(ステップST13)。その結果、エンジントルク $_{-}$ が保護トルク条件TRQ未満($_{-}$ <TRQ:低トルク)であれば(YES)、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ 0 とする(ステップST14)。一方、エンジントルク $_{-}$ が保護トエク条件TRQ以上($_{-}$ 下 RQ:高トルク)であれば($_{-}$ NO)、トルク保護フラグF $_{-}$ TQ 回ままとする。

[0052]

また、ここでは、保護制御のハンチングを防止する目的で、保護トルク条件TRQには、保護制御の作動側の保護トルク条件TRQと保護制御の解除側の保護トルク条件TRQを互いに異なる値(別持ち)とするヒステリシスを持たせることが望ましい。すなわち、保護トルク条件TRQに上記のようなヒステリシスを持たせていないと、保護制御の解除時にロックアップクラッチ40の締結によるエンジンEGの回転低下に伴いエンジントルクT $_E$ が上昇して、保護制御の解除後すぐに保護制御が再作動し、また、ロックアップクラッチ40の解放によるエンジンEGの回転上昇に伴いエンジントルクT $_E$ が減少し、直ぐに再び保護制御が解除される、という保護制御のハンチングが起きてしまうリスクがある。

[0053]

次に、差回転保護フラグF_NSの設定(ステップST15~ステップST19)を行う。これにはまず、現在の状態において、差回転保護フラグF_NS=0であるか否かを判断する(ステップST15)。その結果、差回転保護フラグF_NS=0(YES)である場合は、LC差回転NSが保護差回転条件NSP(NSP1又はNSP2)以上(NS NSP)であるか否かを判断する(ステップST16)。その結果、LC差回転NSが保護差回転条件NSP以上(NS NSP:差回転大)であれば(YES)、差回転保護フラグF_NS 1とする(ステップST17)。一方、LC差回転NSが保護差回転条件NSP未満(NS<NSP:差回転小)であれば(NO)、差回転保護フラグF_NS=1(NO)である場合は、LC差回転NSが保護差回転条件NSP未満(NS<NSP)であるか否かを判断する(ステップST18)。その結果、LC差回転NSが保護差回転条件NSP未満(NS<NSP:差回転小)であれば(YES)、差回転保護フラグF_NS 0とする(ステップST19)。一方、LC差回転NSが保護差回転条件NSPよに、NS NSP:差回転大)であれば(NO)、差回転保護フラグF_NS=1のままとする。

[0054]

その後、現在の自動変速機 T M の変速状態が、変速イナーシャ相であるか否かの判断を行う(ステップ S T 2 0)。ここでいう変速イナーシャ相とは、変速初期のトルク相(ある変速段への変速の開始時にエンジン E G の回転数が変化せずにトルクのみが変化する期間)の後、自動変速機 T M 内のクラッチ(図示せず)が係合し始めてエンジン回転数 N E が低下する期間のことである。ここでの変速イナーシャ相であるか否かの判断は、具体的には、例えば、ギヤレシオ(G レシオ)の変化、トルク変化、変速後のタイマーの計時などに応じて行う。その結果、変速イナーシャ相であれば(Y E S)、前回決定した L C 保

20

30

40

50

護フラグF_NSを変更せずにそのまま後述するステップST30へ進む。すなわち、変速イナーシャ相では、ロックアップクラッチ40の保護制御の判断に関しては、前回状態を継続させる。この理由は、変速イナーシャ相では、エンジン回転数NEやメインシャフト回転数NMの変動が大きいため、LC差回転NSを誤検知するおそれがあり、当該誤検知に基づいてロックアップクラッチ40の保護制御を誤作動するおそれがあることによる

[0055]

一方、ステップST20で変速イナーシャ相でなければ(NO)、続けて、前回状態で LC保護フラグF_LC=1であるか否かを判断する(ステップST21)。ここでのL C 保護フラグ F _ L C は、前回状態でロックアップクラッチ 4 0 の保護制御が作動してい れば、F_LC=1であり、ロックアップクラッチ40の保護制御が解除されていれば、 F LC=0である。その結果、LC保護フラグF LC=1、すなわちロックアップクラ ッチ40の保護制御が作動していれば(YES)、トルク保護フラグF_TQ=0である か否かを判断する(ステップST22)。その結果、トルク保護フラグF_TQ=0(低 トルク)であれば(YES)、LC保護フラグFLC 0として(ステップST23) 、ロックアップクラッチ40の保護制御を解除する。一方、トルク保護フラグF_TQ= 1(高トルク)であれば(NO)、さらに、差回転保護フラグF_NS=0か否かを判断 する(ステップST24)。その結果、差回転保護フラグF_NS=0(差回転小)であ れば(YES)、LC保護フラグF_LC 0として(ステップST23)、ロックアッ プクラッチ40の保護制御を解除し、差回転保護フラグF_NS=1(差回転大)であれ ば(NO)、LC保護フラグF_LC 1として(ステップST25)、ロックアップク ラッチ40の保護制御を継続する。すなわち、エンジントルクTェとLC差回転NSのい ずれか一方が保護条件(設定条件)を下回った場合には、LC保護フラグF_LC ステップST23)として、ロックアップクラッチ40の保護制御を解除する。

[0056]

一方、先のステップST21で、LC保護フラグF_LC=0、すなわちロックアップクラッチ40の保護制御が作動していない状態であれば(NO)、トルク保護フラグF_TQ=0であるか否かを判断する(ステップST26)。その結果、トルク保護フラグF_TQ=0(低トルク)であれば(YES)、LC保護フラグF_LC 0として(ステップST26)、ロックアップクラッチ40の保護制御の解除を維持する。一方、ステップST26でトルク保護フラグF_TQ=1(高トルク)であれば(NO)、さらに、差回転保護フラグF_NS=0の金の金割断する(ステップST28)。その結果、差回転保護フラグF_NS=0(差回転小)であれば(YES)、LC保護フラグF_TQ 0として(ステップST27)、ロックアップクラッチ40の保護制御の解除を維持し、差回転保護フラグF_NS=1(差回転大)であれば(NO)、LC保護フラグF_L 1として(ステップST29)、ロックアップクラッチ40の保護制御を作動する。すなわち、エンジントルクT $_E$ とLC差回転NSが共に保護条件(設定条件)を超えた場合に、LC保護フラグF_LC 1(ステップST29)として、ロックアップクラッチ40の保護制御を作動する。

[0057]

その後、LC保護フラグF $_$ LC = 1 か否か(ステップST30)に基づいて、LC保護フラグF $_$ LC = 0 であれば(NO)、ロックアップクラッチ 4 0 の保護制御を解除するか、あるいは保護制御の解除を維持する(ステップST31)。一方、LC保護フラグF $_$ LC = 1 であれば(YES)、ロックアップクラッチ 4 0 の保護制御を作動するか、あるいは保護制御の作動を継続する(ステップST32)。ここでのロックアップクラッチ 4 0 の保護制御は、具体的にはロックアップクラッチ 4 0 の締結を禁止する(解放のままとする)ことである。

[0058]

以上説明したように、本実施形態にかかるロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ締結制御手段であるECU10は、エンジントルクT_Eが所定値TRQ

20

30

40

50

以上、かつ、LC差回転NSが所定値NSP以上となったときに、発熱に対するロックアップクラッチ40の保護制御として、ロックアップクラッチ40の締結を禁止する動作を行うようになっている。

[0059]

このように、本実施形態のロックアップクラッチの制御装置では、ロックアップクラッチ40が許容範囲を超える高発熱状態となることを、エンジントルクT_E及びLC差回転NSから判断(予見)して、ロックアップクラッチ40の発熱を回避するための動作を行う。したがって、ロックアップクラッチ40が実際に高発熱状態となる前にロックアップクラッチ40の発熱を回避できるので、ロックアップクラッチ40の熱劣化を効果的に防止できる。その一方で、エンジントルクT_E及びLC差回転NSから判断(予見)して、ロックアップクラッチ40の発熱量Qが許容範囲を超える高発熱状態にならない場合には、ロックアップクラッチ40を締結できる。したがって、本来締結が可能な領域でロックアップクラッチ40の締結を確実に行うことができるので、ロックアップクラッチ40を過度に保護することを防止できる。したがって、燃費の向上を図ることができる。

[0060]

また、本実施形態のロックアップクラッチの制御装置では、エンジントルクT_E及びLC差回転NSからロックアップクラッチ40が高発熱状態になると判断(予見)する場合は、ロックアップクラッチ40を締結(作動)させないよう制御する。そのため、ロックアップクラッチ40が高発熱状態になる場合には、初めからロックアップクラッチ40を締結させずに済む。したがって、一度、ロックアップクラッチを締結してから発熱量の計算値に応じてロックアップクラッチを解放する従来の制御とは異なり、ロックアップクラッチの解放に伴う振動や騒音(ショック)を発生させずに済む。

[0061]

[0062]

また、本実施形態のロックアップクラッチの制御装置では、メインシャフト回転数NMに応じて発熱量(Q)の閾値(Qlim)を持ち替えて設定する場合を示したが、これ以外にも、車速Vや変速比(変速段)に応じて発熱量(Q)の閾値(Qlim)を持ち替えて設定(別個に設定)するように構成してもよい。例えば、ロックアップクラッチ40の発熱がより顕著となるような車速又は変速比の領域では、発熱量(Q)の閾値(Qlim)を低く設定することで、保護制御が作動し易くすることができる。これによれば、より使用頻度の高い走行状態で、発熱に対するロックアップクラッチ40の保護制御を効果的に行うことで、ロックアップクラッチ40の熱劣化をより確実に防止できるようになる。

[0063]

以上、本発明の実施形態を説明したが、本発明は上記実施形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲、及び明細書と図面に記載された技術的思想の範囲内において種々の変形が可能である。例えば、上記実施形態では、ロックアップクラッチ40の保護制御の動作として、ロックアップクラッチ40の保護制御の動作として、ロックアップクラッチ40の保護制御の動作として、ロックアップクラッチ40を完全締結する制御を行うことも可能である。すなわち、この場合は、図3に示すマップ上の締結領域がスリップ制御領域A1の場合でも、ロックアップクラッチ40のスリップ制御を行わずに完全締結させるようにする。ただし、この場合は、ロックアップクラッチ40

をLCオフ領域から締結すると、完全締結状態になるまでの間に発熱量Oがピーク値Sを 通過するため、短時間ではあるが発熱量Qが閾値OIimを超えてしまう。そのため、この 際の発熱が許容されるような条件であれば、ロックアップクラッチ40を完全締結する制 御を行うことが可能である。

[0064]

また、図10のグラフに示すロックアップクラッチ40の発熱量〇が閾値〇Limを超え るLC差回転NSは、メインシャフト回転数NMとエンジントルクT扉に応じて一義的に 定まるものである。したがって、LC差回転NSが所定値NSP以上となったことのみで ロックアップクラッチ40の発熱量Qが閾値Qlimを超えるか否かを判断することも可能 である。したがって、本実施形態では、エンジントルクTーが所定値TRQ以上で、かつ 、LC差回転NSが所定値NSP以上となったときに、ロックアップクラッチ40の保護 制御を作動する場合を示したが、これ以外にも、LC差回転NSが所定値NSP以上とな ったことのみを条件に、ロックアップクラッチ40の保護制御を作動することも可能であ る。

[0065]

また、上記実施形態では、図 3 に示す車速 V とスロットル開度 _{TH}に対するロックアッ プクラッチ40の制御領域として、ロックアップクラッチ40の締結を許可する領域(締 結可能領域)であるLCオン領域Aと、ロックアップクラッチ40の締結を不許可とする 領域であるLCオフ領域Bとが設定されている。そして、ロックアップクラッチ40の制 御領域がLCオン領域Aである場合に、本発明にかかるロックアップクラッチ40の保護 制御を行うようになっている。しかしながら、ロックアップクラッチ40の制御領域の設 定としては、上記のようにLCオン領域とLCオフ領域を分けて設定する以外にも、車速 Vとスロットル開度 THに対するマップ上の領域すべてをLCオン領域、すなわちロック アップクラッチ40の締結可能領域として設定することも可能である。この場合は、ロッ クアップクラッチ40の締結可能領域という概念が無くなる。したがって、ロックアップ クラッチ 4 0 の制御領域が締結可能領域(LCオン領域)であるか否かという条件に関わ らず、本発明にかかるロックアップクラッチ40の保護制御を行うこととなる。

【符号の説明】

[0066]

EG エンジン

TC トルクコンバータ

- TM 自動変速機(変速機)
- クランクシャフト(エンジンの出力軸)
- 13 クランクシャフト回転計
- 1 4 メインシャフト(変速機の入力軸)
- 1 5 メインシャフト回転計
- 20 油圧回路
- 2 1 メイン調圧バルブ
- トルクコンバータ調圧バルブ 2 2
- 2 3 シフトバルブ
- 2 4 コントロールバルブ
- リニアソレノイド 2 5
- ポンプインペラ 3 1
- 32 タービンランナ
- 一方向クラッチ 3 3
- 3 4 ステータ
- 35 トルコンカバー
- 36 クラッチピストン
- 3 6 a 摩擦材
- 3 7 第 1 油室

20

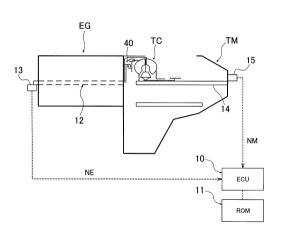
10

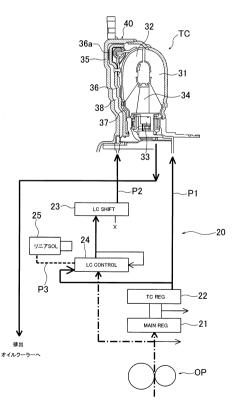
30

40

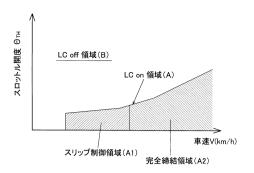
- 3 8 第 2 油室
- 40 ロックアップクラッチ
- A L C オン領域
- A 1 スリップ制御領域
- A 2 完全締結領域
- B L C オフ領域
- Q 発熱量
- Qlim 閾値
- S ピーク値

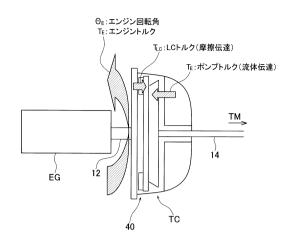
【図1】 【図2】



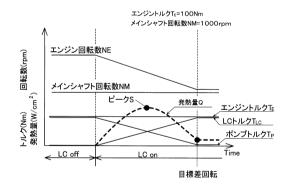


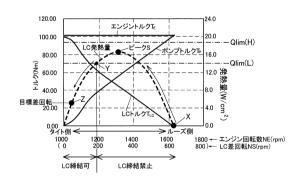
【図3】 【図4】



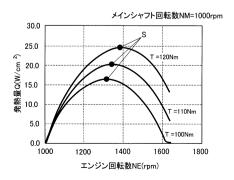


【図5】 【図6】

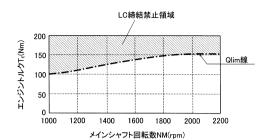




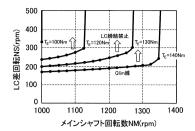
【図7】



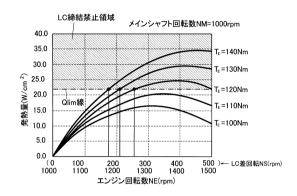
【図8】



【図10】

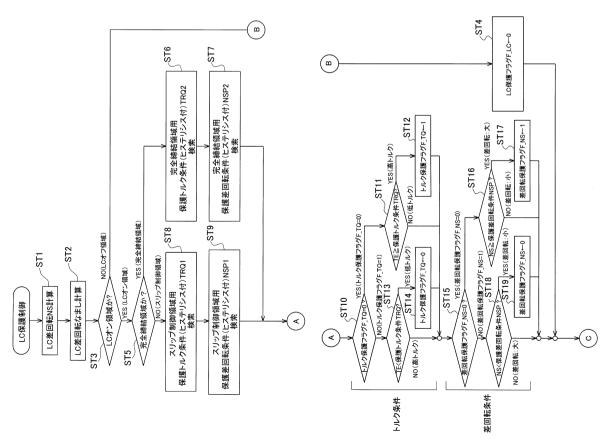


【図9】

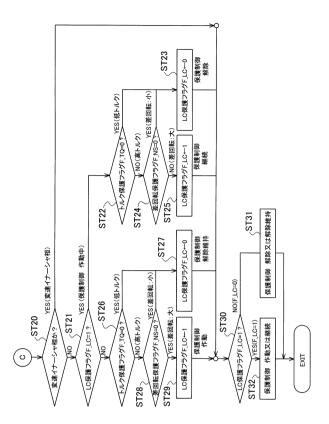


【図11(a)】

【図11(b)】



【図11(c)】



フロントページの続き

審査官 久島 弘太郎

(56)参考文献 特開2002-310290(JP,A) 特開平05-272625(JP,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

F 1 6 H 6 1 / 1 4

F16H 61/38- 61/64